

下関市教育委員会 3月定例会 資料

令和5年3月29日(水) 15:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第12号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について別冊①

第13号 下関市立小中学校小規模特認校制度に関する規則 P 2

[臨時代理の報告]

○長府小学校敷地内で発生した自動車損傷事故(専決)別冊②

[報告]

○下関市立中学校への通級指導教室の新設について P 1 1

○令和5年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日

及び開館日の変更について P 1 2

○令和5年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について P 1 3

○令和5年度下関市立東行記念館の臨時開館について P 1 5

○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について P 1 7

○下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について P 1 9

教育委員会定例会 日程表

令和5年3月29日（水） 15時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第12号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

教育政策課

第13号 下関市立小中学校小規模特認校制度に関する規則

学校教育課

日程 2

【臨時代理等報告】

長府小学校敷地内で発生した自動車損傷事故（専決）

学校支援課

日程 3

【報告事項】

下関市立中学校への通級指導教室の新設について

学校教育課

令和5年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について

文化財保護課

令和5年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

美術館

令和5年度下関市立東行記念館の臨時開館について

歴史博物館

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和5年4月20日（木）

R5. 4月							R5. 5月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
						1			1	2	3	4	5	6
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
30														

閉会

下関市教育委員会

議案第13号

下関市立小中学校小規模特認校制度に関する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月29日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立小中学校小規模特認校制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、少人数による学習で特色ある教育活動を推進する市立小学校及び市立中学校について、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年下関市教育委員会規則第17号。以下「通学区域規則」という。）第2条に規定する下関市立小学校及び中学校の通学区域外の児童生徒が就学することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校(以下「小規模特認校」という。)は、下関市立内日小学校及び下関市立内日中学校とする。

(対象児童生徒)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる児童生徒は、当該小規模特認校の通学区域外の新入学児童生徒及び市内小学校及び中学校に就学する全学年の在校生とする。

(就学できる児童生徒の人数)

第4条 小規模特認校制度により就学できる児童生徒の人数は、下関

市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小規模特認校校長の意見を聴取し、当該意見を尊重して決定するものとする。

(就学の要件)

第5条 小規模特認校制度を利用して就学するためには、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 小規模特認校制度による就学を希望する児童生徒及びその保護者が、現に下関市内(以下「市内」という。)に在住し、又は第6条で規定する就学の期日までに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、賛同すること。
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を安全に通学させること。

(就学の時期及び期間)

第6条 小規模特認校の就学時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 小規模特認校制度により就学する児童生徒は、原則として、卒業するまで小規模特認校に就学するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(中学校への就学)

第7条 小規模特認校制度を利用して就学した児童が、下関市立内日小学校を卒業した後入学する中学校は、通学区域規則により指定された中学校又は下関市立内日中学校のいずれかを選択することができるものとする。

(就学の申請)

第8条 児童生徒を小規模特認校へ就学させようとする保護者(以下「申請者」という。)は、小規模特認校転入学申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を別に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

- 2 小規模特認校への就学を希望する当該児童生徒が現に小学校また

は中学校に在学している場合は、当該児童生徒が在学する学校長の意見書(様式第2号)を添付するものとする。

(就学の許可等)

第9条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、小規模特認校校長と協議の上、次に掲げる事項について審査し、審査結果を小規模特認校転入学許可通知書(様式第3号)又は小規模特認校転入学不許可通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(1) 保護者が安全な交通手段により小規模特認校へ通学させることができること。

(2) 児童生徒の心身等の状況が小規模特認校での生活に耐えうるものであること。

2 児童生徒又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難になったときは、学校教育法施行令の規定により就学すべき学校を指定するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する人数、第8条に規定する就学の申請及び第9条に規定する就学の許可等の決定に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても、第4条、第8条及び第9条の規定により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、「小規模特認校校長」とあるのは、「下関市立内日小学校長及び下関市立内

日中学校長」とする。

年 月 日

（宛先） 下関市教育委員会教育長

保護者氏名

小規模特認校転入学申請書

次のとおり、小規模特認校への転入学を申請します。

住 所	〒 下関市			
就学予定者等氏名	ふりがな		保護者から	
性 別	男・女	生年月日	年 月 日	電話番号
指定学校名	下関市立 学校			
希望する小規模特認校	学校	学年 (新年度)	第 学年	
希望理由				
通学経路	片道の所要時間：約 分 自宅～ ～学校			
就学条件	<p>全てに✓してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 就学予定者等及び保護者が、下関市内に居住している、又は、就学までに転入する見込みがあること。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者が、通学する小規模特認校の教育活動を理解し、賛同すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者の責任と費用負担において通学させること。</p> <p><input type="checkbox"/> 原則として卒業するまで就学すること。</p>			

年 月 日

（宛先） 下関市教育委員会教育長

下関市立 学校
校長

意見書

小規模特認校への就学を希望する児童生徒に係る意見書を提出します。

就学予定者等 氏 名	ふりがな	学年	第 学年
保護者氏名		続柄	
住 所	〒 ー 下関市		
意 見			

※本書は、現在在籍している学校長において封緘のうえ、保護者に交付してください。

第 号
年 月 日

様

下関市教育委員会

小規模特認校転入学許可通知書

次のとおり、小規模特認校への転入学を決定したので通知します。

就学予定者等 氏 名	ふりがな	性別	男・女
生 年 月 日	年 月 日		
特認校・学年	下関市立	学校 第	学年
転入学期日	年 月 日		
備 考			

様

下関市教育委員会

小規模特認校転入学不許可通知書

次のとおり、小規模特認校への転入学を不許可としたので通知します。

不許可 とした理由	
--------------	--

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、下関市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市教育委員会となります。）、処分の取り消しの訴えを提訴することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提訴することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

提案理由

下関市立内日小学校及び下関市立内日小学校において、令和6年4月から導入する小規模特認校制度について規則を定めるもの。

報 告 事 項
令和5年3月29日
学 校 教 育 課

下関市立中学校への通級指導教室新設について

下関市立東部中学校に、下記のとおり通級指導教室を設置することとなりましたので、報告いたします。

記

1. 設 置 校

下関市立東部中学校

2. 設 置 年 度

令和5年度より

3. 設 置 目 的

下関市内各通級指導教室の混雑状況を改善するとともに、自校で通級による指導を受けられるようにすることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するため。

4. 参 考 通級指導教室既設校

- (1) 小学校・・・名陵小学校、江浦小学校、小月小学校
豊浦小学校、山の田小学校、誠意小学校
安岡小学校、熊野小学校、豊北小学校
- (2) 中学校・・・日新中学校、彦島中学校、川中中学校

報 告 事 項
令 和 5 年 3 月 2 9 日
文 化 財 保 護 課

令和5年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の
変更について

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、下記のとおり休館日及び開館日を変更するので、報告いたします。

記

休館日及び開館日の変更

(1) 休館日の追加

別紙のとおり

(2) 休館日を開館する日

令和5年12月28日から30日

(3) 理 由

休館日を追加することにより施設の良好な維持管理が図られ、また、休館日を開館することで来館者に施設の価値を広く普及することができるため

報 告 事 項

令 和 5 年 3 月 2 9 日

美 術 館

令和5年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）第2条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

- 1 臨時休館日
別紙のとおり
- 2 臨時開館日
別紙のとおり

（参考条文）

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

（1）月曜日

（2）1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

以 上

別紙

令和5年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日一覧

臨時休館日

期	間	理	由
令和5年4月1日	から	2 日間	館内整理のため
令和5年4月2日	まで		
令和5年4月4日	から	6 日間	
令和5年4月9日	まで		
令和5年4月11日	から	6 日間	所蔵品展No. 159展示のため
令和5年4月16日	まで		
令和5年5月23日	から	6 日間	所蔵品展No. 159撤収及び所蔵品展No. 160展示のため
令和5年5月28日	まで		
令和5年7月11日	から	4 日間	所蔵品展No. 160撤収及び所蔵品展No. 161展示のため
令和5年7月14日	まで		
令和5年8月29日	から	6 日間	所蔵品展No. 161撤収及び企画展「赤間関硯 堀尾信夫」、所蔵品展No. 162展示のため
令和5年9月3日	まで		
令和5年10月17日	から	6 日間	企画展「赤間関硯 堀尾信夫」、所蔵品展No. 162撤収及び下関市芸術文化祭美術展作品搬入受付等のため
令和5年10月22日	まで		
令和5年10月24日	から	4 日間	下関市芸術文化祭美術展審査及び展示のため
令和5年10月27日	まで		
令和5年11月12日	から	1 日間	下関市芸術文化祭美術展撤収のため
令和5年11月12日	まで		
令和5年11月14日	から	5 日間	特別展「新・山本二三展」展示及び内覧会開催のため
令和5年11月18日	まで		
令和6年1月23日	から	6 日間	特別展「新・山本二三展」撤収及び特別展「悲母観音に馳せる、想い」展示のため
令和6年1月28日	まで		
令和6年1月30日	から	6 日間	特別展「悲母観音に馳せる、想い」展示及び内覧会開催のため
令和6年2月4日	まで		
令和6年3月19日	から	6 日間	特別展「悲母観音に馳せる、想い」撤収及び館内整理のため
令和6年3月24日	まで		
令和6年3月26日	から	6 日間	館内整理のため
令和6年3月31日	まで		
計		70 日間	

臨時開館日

期	間	理	由
令和5年7月17日 海の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため	
令和5年9月18日 敬老の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため	
令和5年10月9日 スポーツの日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため	
令和6年1月2日 令和6年1月4日	から まで 3 日間	特別展「新・山本二三展」開催のため	
令和6年1月8日 成人の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため	
令和6年2月12日	(月・振) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）の振替休日のため	
計		8 日間	

報 告 事 項

令和 5 年 3 月 29 日

歴 史 博 物 館

令和 5 年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成 21 年条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、休館日に開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

(1) 月曜日が国民の祝日に関する法律(以下、「祝日法」という。)に規定する休日となる日

令和 5 年 7 月 17 日 (月) 海の日

令和 5 年 9 月 18 日 (月) 敬老の日

令和 5 年 10 月 9 日 (月) スポーツの日

令和 6 年 1 月 8 日 (月) 成人の日

令和 6 年 2 月 12 日 (月) 建国記念の日の振替休日

(2) 祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

令和 5 年 5 月 4 日 (木) みどりの日

令和 5 年 5 月 5 日 (金) こどもの日

(3) 祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日若しくは日曜日となる日

令和 5 年 4 月 30 日 (日) 昭和の日の翌日

令和 5 年 5 月 6 日 (土) こどもの日の翌日

令和 5 年 8 月 12 日 (土) 山の日の翌日

令和 5 年 9 月 24 日 (日) 秋分の日の翌日

令和 5 年 11 月 4 日 (土) 文化の日の翌日

令和 6 年 2 月 24 日 (土) 天皇誕生日の翌日

【理由】多くの来館者が見込まれるため

参考条文

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

報 告 事 項

令和5年(2023年)3月29日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和5年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(平成17年条例第125号)第6条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和5年5月1日(月)
- (2) 令和5年8月14日(月)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため
- (2) 御盆の期間中であり、帰省客など多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第6条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは、次に掲げる日を除き開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。
- 2 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - 3 下関市教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

報 告 事 項

令和5年(2023年)3月29日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和5年度下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について、下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(平成17年条例第126号)第6条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和5年5月1日(月)
- (2) 令和5年8月14日(月)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため
- (2) 御盆の期間中であり、帰省客など多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(抜粋)

第6条 資料館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 前2号に掲げる日のほか、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める日

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。